

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会

表 彰 規 程

昭和 63 年 4 月 1 日制定

平成 6 年 4 月 1 日一部改正

平成 9 年 9 月 1 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、多年にわたり社会福祉事業に従事し、功労のあったもの及び社会福祉活動に協力・援助し、功績のあったものに対し、春日市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が行う表彰について、必要な事項を定める。

(表彰の方法・時期)

第 2 条 表彰は、表彰状の授与をもって行う。また、併せて記念品または記念品料を授与することができる。

2 表彰は、協議会の公的行事において行うことを原則とする。

(表彰の対象)

第 3 条 毎年 4 月 1 日現在において、次の各号の一に該当するもののうちから、その功績が顕著なものを表彰の対象とする。

(1) 民生委員・児童委員として、15 年以上その職務に従事し、現に在職しているもの

(2) 協議会の職員で、25 年以上その職務に従事し、現に在職しているもの

(3) 社会福祉団体の役員及び職員として、20 年以上その職務に従事し、現に在職しているもの

(4) 社会福祉事業の推進のため、奉仕者及び奉仕団体として、率先して活動を行っており、その活動が他の模範となるもの

(5) 要援護者で、自立更正への努力が顕著で他の模範となるにふさわしいもの

(6) その他、社会福祉事業に貢献したものの

(表彰審査委員会)

第 4 条 協議会会長は、表彰を受けるものを決定するにあたり、推薦書（様式第 1 号）並びに功績調書（様式第 2 号）を作成し、表彰審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 前項の規定に基づき、意見を求められた事項

(2) その他、表彰に関し必要な事項

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 社会福祉法人春日市社会福祉協議会委員会設置規程第 5 条を削除する。

様式第1号

推 薦 書

年 月 日

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
会 長

殿

推薦者

職

氏名

印

下記の者は社会福祉法人 春日市社会福祉協議会表彰規程第3条に該当すると認められるので、関係書類を添えて推薦します。

記

表彰の種類	功績に関する公職名	氏 名	備 考

功 績 調 書

現 住 所 (団体者)			
功績に関する 役 職 名		ふりがな 氏 名 (代表者名)	<hr/>
<p><u>功 績 事 項</u></p>			